

## ～お申込みに必要な書類～

	☑	法人		個人	
		提出書類	注意事項	提出書類	注意事項
1	<input type="checkbox"/>	産業融資申込書	区ホームページからダウンロードできます	産業融資申込書	区ホームページからダウンロードできます
2	<input type="checkbox"/>	情報提供に関する同意書	小口資金融資（特例含む）を申請される場合のみ ※金融機関持込の場合は不要	情報提供に関する同意書	小口資金融資（特例含む）を申請される場合のみ ※金融機関持込の場合は不要
3	<input type="checkbox"/>	借換同意及び誓約書	借換資金融資、小口借換特例を申請される場合のみ	借換同意及び誓約書	借換資金融資、小口借換特例を申請される場合のみ
4	<input type="checkbox"/>	法人税確定申告書及び決算書一式（全ページのコピー） ※直近2期分	税務署受領印のあるもの ※電子申告の場合、受領印に代えて、メール詳細等、税務署発行の受領を証明する文書を添付すること	所得税確定申告書及び決算書一式（全ページのコピー） ※直近2年分	税務署受領印のあるもの ※電子申告の場合、受領印に代えて、メール詳細等、税務署発行の受領を証明する文書を添付すること
5	<input type="checkbox"/>	法人住民税原則納税証明書（原本） ※1	上記4の決算期2期分と一致するもの  ※確定申告の期限を延長したことにより課税額が確定していない、または納税期限未到来の場合、期限延長の申請書類のコピーを添付すること	事業主の個人住民税領収書（コピー） または 納税証明書（原本） ※非課税の場合は「非課税証明書」  軽自動車税の領収書（コピー） または 納税証明書（原本）	令和3年度1年分及び令和4年度最新納期到来分まで ※普通徴収の場合、納期はそれぞれ6月、8月、10月、1月の末日 ※区外在住の方は板橋区に納付した事業所課税（均等割）の領収書または納税証明書  直近1年度分 ※対象となる車両を所有していない場合は不要 ※減免の場合は「減免決定通知書」コピーが必要
6	<input type="checkbox"/>	法人実印の印鑑証明書（原本）	発行後3か月以内の最新のもの	事業主の印鑑証明書（原本）	発行後3か月以内の最新のもの
7	<input type="checkbox"/>	履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）（原本）	発行後3か月以内の最新のもの		
8	<input type="checkbox"/>	営業許可証・開設届・資格取得証明書 等のコピー（許認可や資格が必要な業種のみ）			
9	<input type="checkbox"/>	<b>設備資金を申請される場合のみ「見積書または契約書」（コピー可）</b> ① 納品場所として板橋区内の事業所住所が明記されているもの（車両の場合は不要） ② 有効期限内のもの（有効期限の記載のないものについては発行後1か月以内のもの） ③ 原則として件名が「見積書」または「契約書」となっているもの（または左記に類するもの） <b>※申込前に支払いがされている場合、自己資金で対応可能とみなせるため、融資の対象となりません。</b> <b>※支払い方法を割賦とした場合、融資の対象となりません。</b> <b>※業務用車両の購入について、必要以上の高級車や業務と無関係な装備を追加した車は、融資対象外となります。</b> （例えば、改造車・4WD車は業務上必要があると認められる場合を除き、融資の対象となりません。） <b>※融資対象の設備設置場所は区内に限ります。</b> 区外の工場や店舗の設備増強・修繕工事等は対象となりません。 <b>※建物修繕や外壁工事において、その一部を自己の居住の用に供している場合、見積書の総額を床面積で按分することがあります。</b> その場合、各床面積を確認できる書類（登記簿謄本のコピー等）を添付してください。 <b>※土地建物の取得費用は、融資対象ではありません。不動産事業主でも認められません。</b>			
10	<input type="checkbox"/>	<b>ものづくり設備資金融資を申請される場合は、対象業種を営んでいることを証明する書類</b> （詳細は区ホームページ） 原則として、ご提出いただいた証明書類は返却いたしません。必要な方は、コピーをご提出ください。			
11	<input type="checkbox"/>	<b>利子補給優遇を申請される場合は、優遇事由を証明する書類</b> （詳しくは次ページ） 原則として、ご提出いただいた証明書類は返却いたしません。必要な方は、コピーをご提出ください。			
12	<input type="checkbox"/>	<b>経営安定化特別融資 2022 を申請される場合は、「信用保証料申請書兼請求書」及び「事業計画書」等（区所定様式）</b> <b>※詳細につきましては「板橋区経営安定化特別融資 2022 申込書」の裏面をご覧ください。</b>			

※1 ただし、確定申告書に記載された申告納税額と領収書の金額が一致している場合は、領収書（コピー）可。  
他道府県に事業所を有している場合や修正申告をしている場合は納税証明書をご提出ください。

(注1) 3～9の書類は、産業融資あつせん書とともにご指定の金融機関宛てに郵送します。

(注2) 区、金融機関または東京信用保証協会より、必要に応じて上記以外の書類を求められることがあります。

(注3) NPO 法人の方が申し込む際は別途事業報告書等が必要になります。